

子育て支援行動計画について

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31年 4月 1日 ～平成 34年 3月 31日

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等制度の周知や情報提供等を引き続き行う。

<対策>

- 平成 31年 4月 1日 ～前の行動計画で作成したリーフレットを更新し、引き続き情報提供、周知を行う。
- 平成 31年 6月 1日 ～管理職に制度の知識を深め、情報を共有化するため、更新後のリーフレットを配布する。
- 平成 31年 6月 1日 ～更新後のリーフレットを職員の見やすい場所に掲示する。

目標 2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 31年 4月 1日 ～相談窓口の設置について検討
- 平成 31年 6月 1日 ～相談窓口の設置について社員への周知

目標 3：事業場内に設置されている24時間保育施設を周知・運営していく。

<対策>

- 平成 30年 4月 1日 ～24時間保育施設「ありすの部屋」を対象者に周知・運営していく。